

## 消費税率引上げ対応（税制改正大綱）

2019 年 10 月からの消費税率引上げ実施についての対応が税制改正大綱（税制改正案）で定められました。

### 1. 医療に係る措置

消費税率 10%への引上げにともなう診療報酬の補てんのための診療報酬改定が予定されています。

また、前回の税率引上げ時の補てんのばらつきを是正される取組みも図っています。

今回の改定率は 2 年に 1 度の診療報酬改定並みの改定が予定されています。

項目	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 消費税率引上げ対応
医科	+0.56%	+0.63%	+0.48%
歯科	+0.61%	+0.69%	+0.57%
調剤	+0.17%	+0.19%	+0.12%
診療報酬改定全体	+0.49%	+0.55%	+0.41%
薬価	▲1.22%	▲1.65%	▲0.51%
内消費税対応分	-	-	+0.42%
実勢価改定等	▲1.22%	▲1.65%	▲0.93%
材料	▲0.11%	▲0.09%	+0.03%
内消費税対応分	-	-	+0.06%
実勢価改定	▲0.11%	▲0.09%	▲0.02%

### 2. 需要変動の平準化に向けた取組み

- (1) 価格設定の柔軟化と転嫁対策
- (2) 住宅に係る措置（住宅ローン控除の拡大、住宅資金贈与限度額の拡大）
- (3) 自動車税の軽減

### 3. 軽減税率制度の実施

- (1) 医療関係収入については軽減税率対象は無（保険収入等は非課税）
- (2) 事務負担軽減のためのレジ導入支援
- (3) 軽減税率に対応する恒久財源の確保（個人所得税及びたばこ税見直し、インボイス制度導入）

# 新年あけましておめでとうございます

## 利益実感！2019 安心会計

### 本年もよろしくお願ひ申し上げます

# 歯科会計

## 住宅取得資金贈与の特例（消費税改正対応分）

従来からあった住宅取得資金贈与の特例について消費税改正時の住宅取得落ち込み対策として住宅取得資金贈与の非課税金額の増額が図られます。この増額分の特例は、消費税率 10%の住宅取得について、購入時期を限定しての適用ですのであらかじめ住宅取得の計画が必要です。

### 特例適用には贈与税の申告が必要です。

#### 1. 非課税限度額

住宅取得の契約締結日	消費税 10% (省エネ住宅以外)	左記以外 (省エネ住宅以外)
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日	3000 万円 (2500 万円)	1200 万円 (700 万円)
平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日	1500 万円 (1000 万円)	1000 万円 (500 万円)
平成 33 年 4 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日	1200 万円 (700 万円)	800 万円 (300 万円)

#### 2. 注意点（適用要件）

注意点（贈与を受ける場合の要件）	備考
父母又は祖父母からの贈与であること	養子縁組をしている配偶者の父母・祖父母からは該当あり
1 月 1 日現在 20 歳以上であること	1 月 1 日現在での年齢
贈与を受けた年分の合計所得が 2000 万円以下であること	・ 贈与の前に所得税の確定申告をしておくこと ・ 給与以外の譲渡所得等に注意
平成 21 年分から平成 26 年分までに贈与税の「住宅取得資金の非課税」の適用を受けていないこと	
配偶者、親族等からの住宅取得でないこと	消費税が生じない個人からの取得の場合には、非課税限度額は左記以外の適用となります
贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに住宅取得資金の全額を充てて住宅を取得すること	・ 贈与資金により住宅を取得すること（贈与資金と住宅取得がひも付きであること）、住宅取得後の贈与は適用無 ・ 土地のみの取得の場合は適用なし ・ 家屋の登記上の床面積が 50 m <sup>2</sup> 以上 240 m <sup>2</sup> 以下、かつ、2 分 1 以上が自己の居住用
贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること	
贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに家屋に居住すること	贈与を受けた年の 12 月 31 日までにその住居に居住していないときは特例適用がありません

# ドクター会計

## 平成 31 年度税制改正大綱（住宅ローン控除）

### 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例の創設

平成 31 年 10 月に消費税引き上げが予定されていますが、消費税引き上げ後も住宅に係る購入を落ち込ませることなく魅力的なものとするため、税制上の支援策として、「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例」が創設されました。

#### 1. 概要

- (1) 個人が消費税の税率 10%の住宅を取得し、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までにその者の居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設されました。
- (2) この特例は現在 10 年となっている控除期間を 3 年間延長して 13 年間とするものです。
- (3) 11 年目から 13 年目の 3 年間の各年の控除額は、下記の金額のいずれか少ない金額となります。

#### 《一般の住宅》

- ① 住宅借入金等の年末残高（4,000 万円を限度）×1%
- ② 〔住宅の取得等の購入額－購入額に含まれる消費税額〕（4,000 万円限度）×2%÷3

※消費税増税分 2%の負担を 3 年間で軽減

#### 《認定住宅》

- ① 住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）×1%
- ② 〔住宅の取得等の購入額－購入額に含まれる消費税額〕（5,000 万円限度）×2%÷3

※消費税増税分 2%の負担を 3 年間で軽減

#### 2. 適用時期

平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住

#### 3. 注意点

- ・消費税 10%の増税に対応した改正のため、消費税 8%の経過措置により取得した場合や、そもそも消費税がかからない中古住宅の取得といった場合は対象外となります。
- ・取得した住宅のうち、居住用以外の部分がある場合には床面積による按分計算により、居住用部分の床面積割合を乗じて計算となります。
- ・その他の要件等は現行の住宅ローン控除と同様となります。そのため合計所得や居住状況によっては控除を受けられない可能性があります。

# 医療承継

## 個人事業承継の納税猶予制度

平成 31 年度の税制改正案の中で個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されました。現行、法人の株式の承継にかかる納税猶予制度がありますが、その個人事業主版の事業承継税制の位置づけとなります。

	相続税の納税猶予	贈与税の納税猶予
概要	認定を受けた相続人が相続により個人事業者の <u>特定事業用資産</u> を取得し、 <u>事業を継続していく場合に、担保提供を条件に、当該資産に対応する相続税の納税を猶予するもの。</u>	認定を受けた受贈者が、贈与により個人事業者の <u>特定事業用資産</u> を取得し、 <u>事業を継続していく場合に、担保提供を条件に、当該資産に対応する贈与税の納税を猶予するもの。</u>
対象期間	2019年1月1日から2028年12月31日までの相続及び贈与	
対象資産	被相続人又は贈与者の事業の用（不動産貸付事業等を除く）に供されていた、 ・土地・・・面積400㎡までの部分 ・建物・・・床面積800㎡までの部分 ・一定の減価償却資産で青色申告書の貸借対照表に計上されているもの	
認定を受けた後継者	2019年4月1日から2024年3月31日までの間に都道府県に提出された「 <u>承継計画</u> 」に記載された後継者で、 <u>経営承継円滑化法の認定を受けた認定相続人</u>	2019年4月1日から2024年3月31日までの間に都道府県に提出された「 <u>承継計画</u> 」に記載された後継者で、 <u>経営承継円滑化法の認定を受けた認定受贈者</u> (18歳(2022年3月31日までの贈与については20歳)以上である者に限る)
免除要件	亡くなるまで <u>特定事業用資産を保有し事業を継続した場合</u> 、又は <u>相続税の申告期限から5年経過後に次の後継者に同制度を適用した場合</u> には <u>全額免除される</u> 。しかし、 <u>事業を廃止した場合</u> や <u>当該特定事業用資産を譲渡した場合</u> には <u>猶予税額を納付することになる(+利子税)</u> 。	
注意点	申告期限から3年毎に「 <u>継続届出書</u> 」を税務署に提出する必要がある	
留意点	この適用を受ける場合は、 <u>特定事業用宅地等につき小規模宅地等の評価減の特例の適用を受けることができない</u>	贈与者の死亡時には、 <u>特定事業用資産はその贈与者から相続により取得したとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算。相続税の納税猶予の適用可。</u>